

令和7年度 第2回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和8年3月12日（木）

午後1時30分～

場所：藤枝市役所 大会議室

所管：藤枝市健康福祉部

こども未来応援局こども課

議事次第

- 1 開会
- 2 新委員紹介
- 3 委員長挨拶
- 4 こども未来応援局長挨拶
- 5 出席委員確認及び議事内容確認
- 6 議事
 - 【協議事項】
 - (1) 特定教育・保育施設の確認について・・・・・・・・・・資料1
 - (2) 乳児等通園支援事業者の認可について・・・・・・・・・・資料2
 - (3) 特定乳児等通園支援事業者の確認について・・・・・・・・・・資料3
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画の変更について・・・・・・・・・・資料4
- 7 報告事項
 - (1) 藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について
 - (2) 令和8年度幼保こ小連携事業について
 - (3) 令和8年度当初予算・組織の概要について
- 8 その他

令和8年度の藤枝市子ども・子育て会議は2回を予定
第1回は令和8年7月頃を予定

特定教育・保育施設の確認について

(こども課)

1 確認とは

子ども・子育て支援法第 31 条第1項の規定に基づき、財政支援(施設型給付費)の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等による。

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第 31 条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員に関する基準

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分(1号・2号・3号)
幼稚園	特に定めなし	1号
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
保育所	20人以上	2号・3号

4 利用定員の設定に関する留意事項

利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、施設・事業者の意向を考慮し、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要。

5 確認の変更協議

【利用定員の変更】

いずれの施設においても、これまでの実績を踏まえ、現状の保育ニーズに柔軟に対応するため、利用定員を変更するものである。

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼稚園	岡部聖母幼稚園	1号認定	—	—	—	30	30	30	90
		2号認定	—	—	—	—	—	—	0
		3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計			0	0	0	30	30	30	90



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	—	—	—	25	25	25	75
2号認定	—	—	—	—	—	—	0
3号認定	—	—	—	—	—	—	0
計	0	0	0	25	25	25	75

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
保育所	藤枝聖マリア保育園	1号認定	—	—	—	—	—	—	0
		2号認定	—	—	—	25	30	30	85
		3号認定	11	20	24	—	—	—	55
計			11	20	24	25	30	30	140



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	—	—	—	—	—	—	0
2号認定	—	—	—	25	25	30	80
3号認定	10	20	20	—	—	—	50
計	10	20	20	25	25	30	130

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
保育所 型認定 こども 園	たちば な 保育園	1号認定	—	—	—	2	2	2	6
		2号認定	—	—	—	18	18	23	59
		3号認定	9	15	17	—	—	—	41
計			9	15	17	20	20	25	106



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	—	—	—	2	2	2	6
2号認定	—	—	—	18	18	18	54
3号認定	9	15	17	—	—	—	41
計	9	15	17	20	20	20	101

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども 園	こばと こども園	1号認定	—	—	—	25	25	25	75
		2号認定	—	—	—	20	20	20	60
		3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計			0	0	0	45	45	45	135



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	—	—	—	20	20	20	60
2号認定	—	—	—	20	20	20	60
3号認定	0	0	0	—	—	—	0
計	0	0	0	40	40	40	120

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども園	駿河台 こども園	1号認定	—	—	—	20	20	20	60
		2号認定	—	—	—	20	20	20	60
		3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計			6	12	12	40	40	40	150



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	13	13	14	40
2号認定	—	—	—	20	20	20	60
3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計	6	12	12	33	33	34	130

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども園	いなば こども園	1号認定	—	—	—	15	15	15	45
		2号認定	—	—	—	15	15	15	45
		3号認定	6	9	9	—	—	—	24
計			6	9	9	30	30	30	114



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1号認定	—	—	—	4	3	3	10
2号認定	—	—	—	15	15	15	45
3号認定	6	9	9	—	—	—	24
計	6	9	9	19	18	18	79

<変更前>

類型	施設名称	認定区分	現利用定員(人)					計	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
幼保連携型 認定こども園	高洲 こども園	1号認定	—	—	—	60	45	45	150
		2号認定	—	—	—	15	15	15	45
		3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計			6	12	12	75	60	60	225



<変更後>

認定区分	利用定員 (R8年度) (人)					計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳
1号認定	—	—	—	55	40	40	135
2号認定	—	—	—	15	15	15	45
3号認定	6	12	12	—	—	—	30
計	6	12	12	70	55	55	210

乳児等通園支援事業者の認可について

(こども課)

1 乳児等通園支援事業とは

子ども・子育て支援新制度において創設された「こども誰でも通園制度」で、保育所等に通っていない0歳6か月から3歳未満児を対象に、就労要件を問わず、月10時間までの枠内で利用できる通園給付事業である。

認可基準は、「藤枝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、市が認可する。

■施設設備・職員配置基準

区分	面積基準(幼児1人あたりの面積)					職員配置		
	0~1歳		2歳		0~2歳共通 便所	0歳	1~2歳	保育従事者 資格
	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室				
一般型	1.65㎡以上	3.3㎡以上	1.98㎡以上	1.98㎡以上		3:1	6:1	保育士 1/2以上
余裕活用型	各施設又は事業所の区分に定める基準と同様							

2 子ども・子育て会議の役割

児童福祉法第34条の15の規定により、市町村が乳児等通園支援事業者の認可をする際には、子ども・子育て会議において意見を聴くこととされている。

3 認可事務の流れ

事業者から提出された認可申請書類を基に、職員が現地審査を実施し、運営責任者への聞き取り調査及び設備基準・職員配置を確認する。



4 認可の協議

【新規】

(1)面積基準

No.	申請者	施設名称	所在地	区分	面積基準適合状況	
					必要面積	市確認面積
1	(株)セイワ企画	どんぐり 保育園藤枝	前島 2-12-13	余裕活用品	m ² 64.68	m ² 80.09
2	藤枝市	前島保育園	前島 3-16-31	余裕活用品	80.85	225.74
3	藤枝市	みわ保育園	岡部町三輪 685-2	余裕活用品	50.16	95.72
4	藤枝市	あさひな 保育園	岡部町宮島 517-1	余裕活用品	12.54	42.21
5	(福) 青山会	保育所型認 定こども園た ちばな保育園	上当間 443-3	余裕活用品	112.86	169.52
6	(株)ほのぼの 保育園	ほのぼの 保育園	東町 3-20	余裕活用品	26.40	52.03
7	特定非営利 活動法人 静岡福祉総合 支援センター NPO きぼう	保育所きぼう 藤枝郡園	郡 1-7-21	余裕活用品	33.66	51.58
8	(株)なないろ	いちご保育園	高柳 2166-15	余裕活用品	31.68	38.14
9	(株)Gice	preschool ALICE	岡部町内谷 941-31	余裕活用品	47.19	64.39
10	(株)フリースタイル コーポレーション	キッズルーム ・リトルハピ ー	高洲 5-7	余裕活用品	41.68	62.70
11	宇都木 秀子	ひまわり 保育所	瀬戸新屋 432-16	余裕活用品	9.9	34.35
12	医療法人社団 平成会	平成会ひま わり保育所	南新屋 448-17	余裕活用品	30.36	68.35

※必要面積は、0から2歳児の人数に応じた数値を記載

(2)保育士配置基準等

No.	施設名称	保育士配置基準適合状況		重要事項説明書及 び運営規程の有無	緊急対応マニュアル 等の有無	備考
		必要人員	市確認人数			
1	どんぐり 保育園藤枝	3	6	○	○	余裕活用品
2	前島保育園	6	9	○	○	余裕活用品
3	みわ保育園	3	7	○	○	余裕活用品
4	あさひな保育園	2	4	○	○	余裕活用品
5	保育所型 認定こども園 たちばな保育園	6	9	○	○	余裕活用品
6	ほのぼの保育園	2	4	○	○	余裕活用品
7	保育所きぼう 藤枝郡園	4	5	○	○	余裕活用品

8	いちご保育園	3	4	○	○	余裕活用型
9	preschool ALICE	3	9	○	○	余裕活用型
10	キッズルーム・ リトルハッピー	2	8	○	○	余裕活用型
11	ひまわり保育所	2	5	○	○	余裕活用型
12	平成会 ひまわり保育所	4	14	○	○	余裕活用型

緊急対応マニュアル等・不審者・侵入者、火災・大地震、事故発生時、苦情解決、虐待防止

参考資料(関係法令等抜粋)

■児童福祉法

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

- ② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- ③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。
(略)
- ④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■藤枝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごと

に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

(略)

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

特定乳児等通園支援事業者の確認について

(こども課)

1 確認とは

子ども・子育て支援法第 54 条の2第2項の規定に基づき、財政支援(乳児等支援給付費)の対象となる施設であるかどうかを市町村が確認すること。

確認する項目は、子ども・子育て支援法施行規則及び藤枝市特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める条例等による。

2 子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第 54 条の2第3項の規定により、市町村が特定乳児等通園支援事業者の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3 利用定員に関する基準

特定乳児等通園支援事業者は、条例で定める基準に基づき、1時間当たりの利用定員を設定する。

4 利用定員の設定に関する留意事項

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けた子どもが利用する時間数や事業所の開所日数及び時間、その他の事情を考慮して 1 月ごとの利用定員を定める。

5 確認する施設

【新たに設定するもの】

No.	設置者	施設名称	区分	参考		
				特定教育・保育施設		利用定員の空き枠
				利用定員数	入所者数	
1	(株)セイワ企画	どんぐり 保育園藤枝	余裕活用型	24	18	6
2	藤枝市	前島保育園	余裕活用型	60	32	28
3	藤枝市	みわ保育園	余裕活用型	27	31	—
4	藤枝市	あさひな保育園	余裕活用型	13	8	5
5	(福)青山会	保育所型認定こども園 たちばな保育園	余裕活用型	41	34	7
6	(株)ほのぼの 保育園	ほのぼの保育園	余裕活用型	16	12	4
7	特定非営利活動法人 静岡福祉総合支援 センター NPOきぼう	保育所きぼう藤枝郡園	余裕活用型	15	13	2
8	(株)なないろ	いちご保育園	余裕活用型	12	13	—
9	(株)Gice	preschool ALICE	余裕活用型	19	13	6
10	(株)フリースタイルコーポ レーション	キッズルーム・ リトルハッピー	余裕活用型	19	13	6
11	宇都木 秀子	ひまわり保育所	余裕活用型	9	4	5
12	医療法人社団平成会	平成会ひまわり保育所	余裕活用型	25	18	7
計			—	—	—	76

※1 利用定員数は、特定教育・保育施設の利用定員数から入所者数を差し引いた人数となる。ただし、職員配置や入所者数の増減により、受け入れられる人数は変動する。

※2 入所者数は2次審査までを反映している。

参考資料(関係法令等抜粋)

■子ども・子育て支援法

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所(乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。)ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

■子ども・子育て支援法施行規則

(準用)

第四十四条の二 前款(第三十九条第十三号及び第十七号並びに第四十四条第五号を除く。)の規定は、特定乳児等通園支援事業者について準用する。(以下、省略)

【参考】

第二款 特定地域型保育事業者

(特定地域型保育事業者の確認の申請等)

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 地域型保育事業の認可証等の写し

(省略)

十三 法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準

(省略)

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設(同条第二項の場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあっては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。)又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設(別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。)の名称

(省略)

静岡県知事 鈴木 康友 様

藤枝市長 北村 正平

市町子ども・子育て支援事業計画の変更について（協議）

このことについて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第9項の規定に基づき、下表のとおり、市町子ども・子育て支援事業計画の変更をしたいので、関係書類を添えて協議します。

・変更をしたい事項

教育・保育提供区域の設定		
教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容等		○
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援に関する事業（母子保健型）	
	利用者支援に関する事業（その他）	
	時間外保育事業	
	放課後児童健全育成事業	
	子育て短期支援事業	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業他	
	地域子育て支援拠点事業	
	一時預かり事業	
	病児保育事業	
	子育て援助活動支援事業	
	妊婦に対して健康診査を実施する事業	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	多様な事業者が本制度に参入することを促進するための事業	
	子育て世帯訪問支援事業	
	児童育成支援拠点事業	
	親子関係形成支援事業	
	妊婦等包括相談支援事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○	
産後ケア事業		
その他（ ）		

・合議制機関等の意見聴取時期（子ども・子育て支援法第61条第7項関係）

令和8年3月

担 当：健康福祉部こども課 高橋

電話番号：054-643-3246

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

藤枝市

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

藤枝市子ども・子育て会議条例の一部改正について

(こども課)

1 要旨

令和8年度から全国的に実施する「乳児等通園支援事業」に関する事務を「藤枝市子ども・子育て会議」の所掌事務とするため、下記のとおり条例を改正する。

2 主な改正内容

第3条 (所掌事務)	【修正】 「藤枝市子ども・子育て会議」の所掌事務に、 <u>「特定乳児等通園支援事業に関すること。」</u> を追加
---------------	--

3 施行日

令和8年4月1日

藤枝市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、藤枝市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 藤枝市こども計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に関すること。
- (5) 特定地域型保育事業に関すること。
- (6) 特定乳児等通園支援事業に関すること。
- (7) その他こども施策の推進に関すること。

(組織)

第4条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援又はこども施策に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援又はこども施策に関する団体に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、児童福祉を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会議の最初の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和 5 年 3 月 2 0 日 条例第 4 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 2 1 日 条例第 9 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 1 9 日 条例第 3 2 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 2 月 1 8 日 条例第 3 2 号)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

1 目的

義務教育開始前後の「架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）は生涯の学びの基礎をつくる大切な時期であり、こどもに関わる全ての大人たちが共通の視点を持ち、こどもたちの発達や学びの連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育を円滑に接続できるよう組織的に支えていく。

2 これまでの経緯

- 令和6年度
 - 架け橋プログラム策定委員会開催（全3回）
 - 「ふじえだ かけはし BOOK」完成
- 令和7年度
 - 「ふじえだ かけはし BOOK」周知
 - 接続カリキュラム「令和7年度版ふじえだ かけはしカリキュラム」様式提示
 - 架け橋プログラム策定委員会開催（全2回）
 - 全園・全小学校への巡回訪問
 - 幼保こ小連携推進事業（かけはし）担当者連絡会開催（全3回）
 - 合同研修会開催
 - かけはし通信配信
 - 令和8年度版「ふじえだ かけはしカリキュラム」作成
 - モデル地区選定及び実態調査実施

3 令和8年度の取組

- 架け橋プログラム推進委員会開催（3回）【市】
- 幼保こ小連携推進事業（かけはし）担当者連絡会開催（3回）【市・園・学校】
- 合同研修会開催【市・園・学校】
- 令和8年度版「ふじえだ かけはしカリキュラム」ブラッシュアップ【園・学校】
- 「ふじえだ版スタートカリキュラムの手引き（仮称）」作成【市】

4 モデル地区について

(1) モデル地区（藤枝中学校区） 架け橋プログラム対象施設一覧

小学校区	対象施設（小学校・園）
藤枝小学校	藤枝小学校、藤枝東幼稚園、藤枝保育園
藤枝中央小学校	藤枝中央小学校、藤枝音羽幼稚園、藤枝聖母幼稚園、藤枝西幼稚園 (R8年度末閉園予定)
稲葉小学校	稲葉小学校、いなばこども園

(2) 取組内容

- 小学校においては、教育課程の編成に関わり、接続期のカリキュラムやスタートカリキュラムの作成、実践及び成果の検証を行う。その際、幼児教育アドバイザー、架け橋コーディネーター等が助言を行う。

- ・幼稚園・保育園・認定こども園においては、アプローチカリキュラムについての意識の向上を図り、アプローチ期の取組を明確化する。その際、幼児教育アドバイザー、架け橋コーディネーター等が助言を行う。
- ・幼保こ小連携事業の進捗を把握するため、かけはしモデル地区内の小学校教員および園の保育者を対象に、意識調査を毎年1回、5年間継続して実施する。
- ・モデル地区でのスタートカリキュラムの実践を「ふじえだ版スタートカリキュラムの手引き（仮称）」に反映し、市内へ広める。

5 接続カリキュラム（ふじえだ かけはしカリキュラム）について

- ・令和7年度第3回幼保こ小連携事業（かけはし）担当者連絡会において、令和8年度に実施できそうなことを担当者同士で協議する。担当者は、所属に持ち帰り各園、小学校において精査・協議する。小学校担当者は、協議したことを反映した令和8年度版「ふじえだ かけはしカリキュラム」を作成し、年度末までに小学校区の園にデータで送付する。データ送付後は、相互に加除修正を重ね、次年度につなげていく。

6 教育政策課との連携

- ・「かけはしサポーター」（教育政策課新規事業）について、その効果的な活用を教育政策課と連携して推進する。

令和8年度
当初予算・組織の概要



藤枝市
Fujieda City

第 6 次藤枝市総合計画

後期計画（R8～R12）がスタート！

まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍

基本理念

幸せになるまち 藤枝づくり

基本目標

- 1 市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり
- 2 市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり
- 3 こどもが健やかに学び、育つ藤枝づくり
- 4 力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり
- 5 魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり
- 6 豊かな自然環境と資源を守り、
次代につながる藤枝づくり
- 7 夢と希望にあふれ、
未来につながる藤枝づくり

令和 8 年度

戦略方針のテーマ

未来へ繋がる、持続可能な藤枝の実現

～魅力と活力が躍動するまちへ！～

◆ まちの安心感を高める ◆ まちの競争力を高める ◆ まちの持続力を高める

令和 8 年度 当初予算のポイント

“選択と集中”で未来をひらく

重点投資型の予算編成

(一般会計)

653億 8,000万円

前年度から 13 億円減 (▲1.9%)

- ◆必要事業の重点化と積極的な推進
- ◆特定財源の確保と基金の有効活用
- ◆未来への投資と後年度負担とのバランスを考慮

まちの安心感を高める

住み続けたいくなるまちづくりで安心感を創出

- ◆危機管理や医療体制の充実・強化、防犯対策の推進

まちの競争力を高める

まち・経済の成長で、魅力と力強さを創出

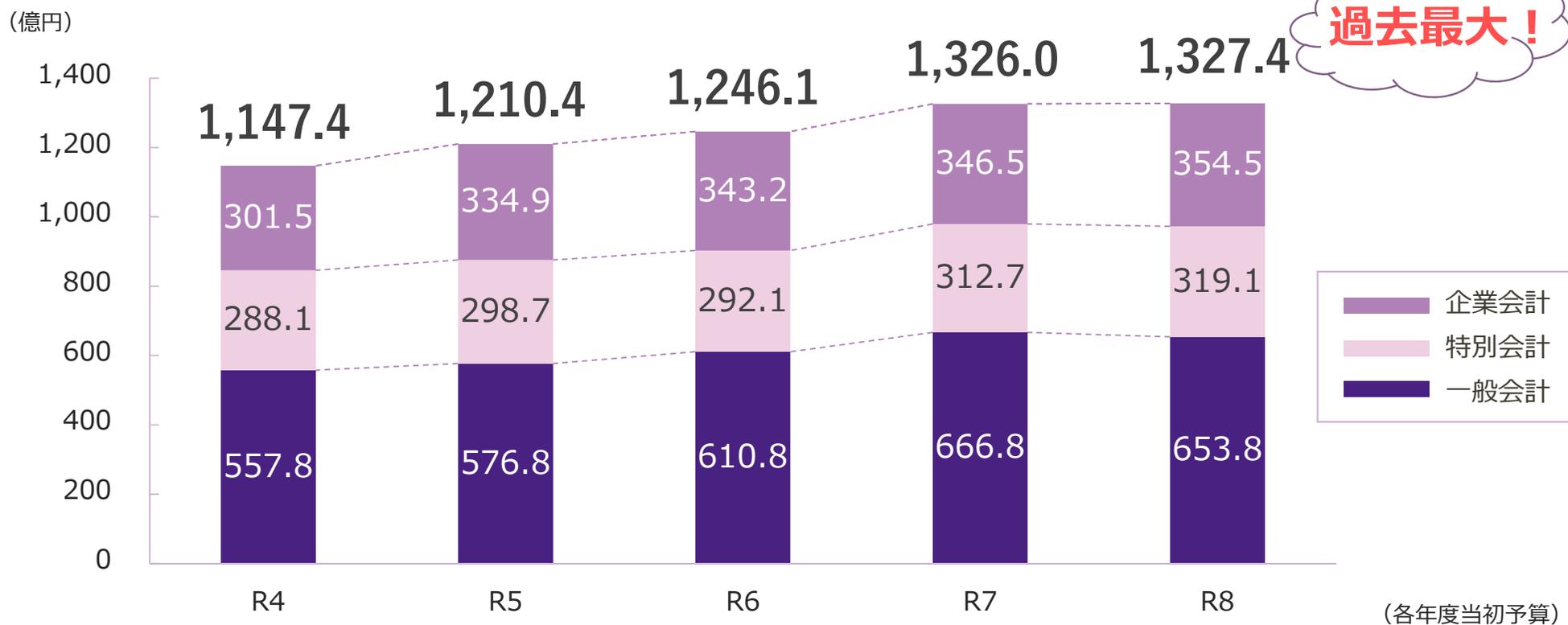
- ◆中心市街地や旧市街地の活性化、多様な企業の立地促進

まちの持続力を高める

人口減少にも順応する活力と耐力を創出

- ◆学校教育や生涯学習の充実、地域福祉の推進

当初予算の規模



行政組織に関する方針（主な組織改編内容）

部局等	課・室	係・担当	狙い
危機管理センター	水防対策室 【再編】	水防対策係【移管・再編】	予防保全と災害時の中枢機能の強化
産業振興部	産業政策課	産業政策係【再編】 エコノミックガーデニング推進係【改編】 雇用対策係【改編】	産業全般の振興、市内企業の成長支援、雇用促進・雇用対策の推進
	新産業ビジネス創造室 【新設】	新産業創造係【新設】 ビジネス支援係【改編】	新産業創造の推進とスタートアップ支援等の強化
	商業振興課	商業戦略係【再編】 商業まちづくり係【新設】	新しい商業組織づくりにより利便性の高い商業環境を創出
藤枝市立総合病院			
診療部 家庭医療センター【新設】	総合診療科		日常的な健康管理から慢性疾患への対応、在宅医療や多職種連携を強化
地域医療支援センター	訪問看護ステーション【新設】	訪問看護係	24時間365日体制の看護サービスを提供、在宅医療を強化

健康づくりの推進



女性の健康講座（イメージ）

健康経営プロジェクトの推進

1,400万円

健康・予防日本一に向けて健康都市ふじえだづくりを推進

・女性の健康講座 New

性差による健康課題について、正しい知識を持ち、理解を深める講座等の実施

- 女性が楽しみながら健康課題について学べる講座
健康推進課の保健師等による健康や栄養相談の実施、骨密度測定
- 企業側が女性の健康問題について理解を深める講座

定期予防接種費

4億7,000万円

対象市民の予防ワクチンの接種を促進

・RSワクチン New ※対象：妊娠28週から37週に至るまでの者

【こどもの予防接種】

- ・BCG ・日本脳炎 ・二種混合 ・麻しん風しん ・子宮頸がん
- ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・水痘 ・B型肝炎 ・ロタ ・五種混合

【おとなの予防接種】

- ・インフルエンザ ・高齢者用肺炎球菌 ・新型コロナ ・带状疱疹

子育て支援の充実



こども誰でも通園制度

New

乳児等のための支援給付費

9,000万円

こども誰でも通園制度の実施

- ・保育所等に通っていないこどもの育ちを支援
対象：生後6か月から満3歳未満のこども
内容：月10時間までの預かりを実施

New

養育費確保支援事業費

85万円

ひとり親家庭の経済的な負担軽減を支援

- ・養育費の請求手続き費用等を支援
請求条件：離婚に際し、養育費の取り決めがあること
対象：20歳未満の児童を扶養する親権者
補助：公正証書等による債務名義作成費用 上限4.3万円
家裁への調停申立・裁判費用 上限7.6万円
保証契約費用 上限5.0万円

学校教育の充実

New

授業の質向上に向けた体制整備

120万円

授業改善に向けた新たな仕組みづくりの推進

- ・ 教育現場における生成 A I の活用促進
こどもたちの適切な生成 A I 利活用に向けた、教職員の生成 A I 対応能力の養成
- ・ 水泳授業外部委託等検討事業
民間プール施設を活用した水泳授業の実証実験を実施

こどもが安心して学べる環境づくり

2億6,160万円

児童生徒の安定した学校生活の支援

- ・ かけはしサポーターの配置 New
幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、園児の発達や学びを理解した支援員が小学 1 年生を支援
- ・ 学校看護師 4 人 → 5 人 拡充 ↑
- ・ 登校支援教室指導員 16 人 → 17 人 拡充 ↑
- ・ 心の健康観察事業 New
一人一台端末を活用した心の健康観察を実施



生成 A I 利活用(左上)/水泳授業(右上)/かけはしサポーター(下)(イメージ)

地域ぐるみでの教育の推進



状況に応じた居場所づくりの支援

子ども・若者の生活支援の推進

3,090万円

状況に応じた居場所づくりの支援

- ・子ども・若者居場所事業費

実施回数：年間90日以上 → 年間150日程度 **拡充↑**

対象者：概ね13歳～25歳の不登校や引きこもりの
児童・生徒と就労できない若者

内容：居場所の提供、学習相談・支援、
進学・就労の相談・支援 等

- ・子ども育成支援事業費

対象者：養育が十分でない児童

内容：学習支援、食事の提供、入浴・洗濯支援 等

- ・子ども・若者居場所事業費

対象者：発達に課題があるなどの理由で
不登校になっている小中高校生

内容：居場所支援、訪問支援、保護者支援 等